

令和8年度大阪府水防計画（本編） 修正意見

※「現水防計画での記載内容」については修正等する必要がある記述部分を具体的に記載してください。
※修正・追加部分を下線と赤字で明示してください。

頁	章	節	標題	現水防計画での記述内容	修正案	修正等理由・備考	意見提出部署	反映状況
38	5	2	大阪府を対象とした気象、津波警報等伝達系統図（昼間・夜間）	右下、市町村名部分 ※大東市、※八尾市	枚方土木の指摘への対応として、大東市、八尾市が削除されてしまっています。 ※印は削除してもいいですが、市名は記載必要ではないでしょうか。	修正意見の取違ひ	八尾土木	事前照会時の八尾土木の意見を取り違ったため、本意見どおり修正
110	17	2	内水浸水想定区域の指定状況	なし	以下の2市を追加 ○東大阪市 R7.10.1 https://www.city.higashiosaka.lg.jp/0000042857.html ○八尾市 R7.6.20 https://www.city.yao.osaka.jp/kurashi_tetsuzuki/sumai_kurashi_seikatsu/1002677/1002678/1017402.html	指定完了	八尾土木	意見どおり追加するも、市町数が増えた場合、各市町村のリンクを排し市町名のみ公開を検討
110	17	2	内水浸水想定区域の指定状況	枚方土木管内の市 記載なし	確認中 記載がある予定（枚方市、寝屋川市、守口市、門真市、大東市、四條畷市、交野市） ※次回反映予定	指定による	枚方土木	情報待ち
53	5	6	4. 水位情報の発表者及び通知先	豊中市 水防管理者 基盤保全課長 泉大津市 水防管理者 下水道課長 忠岡町 水防管理者 建設課長 忠岡町 危機管理担当者 危機管理課長 泉佐野市 水防管理者 危機管理課長 泉佐野市 危機管理担当者 同上 岬町 水防管理者 土木下水道課長	豊中市 水防管理者 基盤管理保全課長 泉大津市 水防管理者 土木課長管轄保全室長 忠岡町 水防管理者 土木建設課長 忠岡町 危機管理担当者 自治防災危機管理課長 泉佐野市 水防管理者 下水道整備危機管理課長 泉佐野市 危機管理担当者 危機管理課長 岬町 水防管理者 土木下水道課長	部署名の変更	港湾局	意見どおり対応
39	5	3	国土交通省直轄河川の洪水予報	氾濫注意情報（洪水注意報）	レベル2 氾濫注意情報	情報名の修正	近畿地方整備局	名称変更済
39	5	3	国土交通省直轄河川の洪水予報	氾濫警戒情報（洪水警報）	レベル3 氾濫警報	情報名の修正	近畿地方整備局	名称変更済
39	5	3	国土交通省直轄河川の洪水予報	氾濫危険情報（洪水警報）	レベル4 氾濫危険警報	情報名の修正	近畿地方整備局	名称変更済
39	5	3	国土交通省直轄河川の洪水予報	氾濫発生情報（洪水警報）	レベル5 氾濫特別警報／氾濫発生情報	情報名の修正	近畿地方整備局	名称変更済
104	17	1	洪水浸水想定区域の指定状況	https://www.kkr.mlit.go.jp/yamato/prepare/disaster/disa_03.html	https://www.kkr.mlit.go.jp/yamato/bousai/shinsui_soutei/index.html	R6年度のHP更新に伴うURL変更	近畿地方整備局	リンク変更済
144	関連法令等	8.水防関係機関連絡先	恩智川水防事務組合 グループ等	空欄	防災専用電話	不明	恩智川	意見どおり修正済
145	関連法令等	8.水防関係機関連絡先	恩智川水防事務組合 無線電話番号	8-855-8950	8-305-348	記載間違い	恩智川	意見どおり修正済
110	17	2	内水浸水想定区域の指定状況	記載なし	泉大津市 R8.1.20 https://www.city.izumiotsu.lg.jp/kakuka/tosiseisakubu/gesuidouka/tantougyoumu/gesuidounofukuyuiyoukyou/15259.html	新規指定完了による追加	鳳土木	意見どおり追加するも、市町数が増えた場合、各市町村のリンクを排し市町名のみ公開を検討
110	17	2	内水浸水想定区域の指定状況	記載なし	和泉市 R8.3.31(予定) 未定	新規指定完了による追加	鳳土木	意見どおり追加するも、市町数が増えた場合、各市町村のリンクを排し市町名のみ公開を検討
110	17	2	内水浸水想定区域の指定状況	記載なし	高石市 R8.2.5 https://www.city.takaishi.lg.jp/kakuka/doboku/jougesuidou_ka/saigaihenosonae/naisuishinsui.html	新規指定完了による追加	鳳土木	意見どおり追加するも、市町数が増えた場合、各市町村のリンクを排し市町名のみ公開を検討
110	17	2	内水浸水想定区域の指定状況	記載なし	忠岡町 R2.2.1 https://www.town.tadaoka.osaka.jp/soshiki/doboku/2/2/4706.html	新規指定完了による追加	鳳土木	意見どおり追加するも、市町数が増えた場合、各市町村のリンクを排し市町名のみ公開を検討
50	5	5	4.水位情報の発表者及び通知先	(見出川・佐野川) 熊取町 水防管理者 水とみどり課長	熊取町 水防管理者 下水道河川課河川農水室長	部署名の変更	大阪府町村長会 (熊取町)	部署名変更済
74	5	7	10.発表者及び通知先	(見出川・佐野川) 熊取町 水防管理者 水とみどり課長	熊取町 水防管理者 下水道河川課河川農水室長	部署名の変更	大阪府町村長会 (熊取町)	部署名変更済
145			8.水防関係機関連絡先	熊取町 水とみどり課	熊取町 下水道河川課河川農水室	部署名の変更	大阪府町村長会 (熊取町)	部署名変更済
145			関連法令等 8.水防関係機関連絡先	池田市 土木管理課	池田市 道路河川課	課名変更	池田土木	部署名変更済
143			6. 大阪府水防協議会構成	西日本電信電話株式会社関西支店災害対策室長	NTT西日本株式会社関西支店災害対策室長	社名変更	NTT西日本	社名変更済
2	1	2	1 5. 高潮予報(法第11条の3)	1 5. 高潮予報(法第11条の3) 国土交通大臣は、高潮予報海岸について、気象庁長官及び当該海岸の存する都道府県の知事と共同して、高潮のおそれの状況を、水位を示して高潮の予報等を行う。	1 5. 水位周知海岸（法第13条の3） 知事が、高潮により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した海岸をいう。	令和8年度、大阪府において高潮予報海岸の指定は無く、引き続き水位周知海岸の運用となると聞いている。改定前に戻す。	大阪管区气象台	ご指摘のとおりのため、削除
2	1	2	1 6. 高潮予報海岸（法第11条の3）	1 6. 高潮予報海岸（法第11条の3） 国土交通大臣が、高潮により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した海岸を指す。	削除	令和8年度、大阪府において高潮予報海岸の指定は無く、引き続き水位周知海岸の運用となると聞いている。	大阪管区气象台	ご指摘のとおりのため、削除
2	1	2	用語の定義	1 2. 洪水予報（法第10条、第11条）	1 2. 洪水予報（法第10条第2項、第11条第1項）	条文すべてでないため (他の記載内容に統一)	大阪管区气象台	ご指摘のとおり項まで付記
5	1	3	水防の責任等	第3節3. 文中 ・・・を一般に周知させなければならない。(第3節4・5に記載するものを除く)	(第3節4・5に記載するものを除く)は削除	3、4、5ではそれぞれの責任を記載しているため、カッコ書きは不要かと思ひます。	大阪管区气象台	指摘どおり、括弧書きを削除
5	1	3	水防の責任等	第3節4と5	新設される法第24条の2、第25条第2項の責任が追加されるのではないのでしょうか。	氾濫発生と切迫時の通知の責任が生じるのでは	大阪管区气象台	指摘どおりではあるが、文面が判らないため、第10章に氾濫等の通報の章があるので、当該章を
6	1	3	5. 知事(大阪府水防本部)の責任(法第10条第3項、第11条第1項、第11条の3第1項、第13条第2項、第13条の3、第13条の4、第14条、第14条の3、第16条第1項・第3項)	(3)高潮予報 知事はあらかじめ指定した海岸に対して、氾濫による著しい危険が切迫している通報を受けたとき、その状況により相当な損害が生ずるおそれがあると認めるときは、水防管理者及び量水標管理者並びに気象庁長官に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。	削除	令和8年度、大阪府において高潮予報海岸の指定は無く、引き続き水位周知海岸の運用となると聞いている。	大阪管区气象台	ご指摘のとおり、高潮予報海岸並びに高潮予報はR8年度実施しないため、追記予定だった文章は削除

令和8年度大阪府水防計画（本編） 修正意見

※「現水防計画での記載内容」については修正等する必要がある記述部分を具体的に記載してください。
※修正・追加部分を下線と赤字で明示してください。

頁	章	節	標題	現水防計画での記述内容	修正案	修正等理由・備考	意見提出部署	反映状況
20	4	2	2. 作業員に対する出動準備及び出動 (2)出 動 イ 次の各項の気象状況になったとき。 (7)大阪府高潮区域	高潮注意報が発表されたとき。	レベル2高潮注意報が発表されたとき。 気象解説情報（高い潮位）が発表されたとき。 ○時間後の予想潮位が○mを超えたとき。	令和8年度よりレベル2高潮注意報はレベル4 潮位を予想した場合にリードタイムを取って発表することとなります。 従来の高潮注意報基準は無くなりますので、気象解説情報や時系列情報の予測潮位を参照いただきたい。	大阪管区気象台	ご指摘のとおり、必要な文面を追記予定。ただし、予測潮位の文面は補足事項として別記する方向
22	5	1	第1節 気象予報、警報	水防活動の利用に適合する（水防活動用）注意報及び警報は、指定河川洪水予報、指定海岸高潮予報を除き、	水防活動の利用に適合する（水防活動用）注意報及び警報は、指定河川洪水予報を除き、	指定海岸高潮予報が何を指すのか不明であるため削除	大阪管区気象台	ご指摘のとおり、R8年度は高潮予報海岸には大阪湾がならないため、指定海岸高潮予報の言葉が意味不明となることから削除
22	5	1	第1節 気象予報、警報 表の水防活動用高潮注意報欄	台風や低気圧等による海面の異常な上昇によりが予想されたときに注意を喚起する災害が発生する恐れがあると予想した場合、具体的には別表5の条件に該当する場合である。	台風や低気圧等による海面の異常な上昇が予想されたときに注意を喚起する場合で、具体的には別表5の条件に該当する場合である。	元の表現で適正であるため	大阪管区気象台	ご指摘のとおり、従来文面に戻す。
22	5	1	第1節 気象予報、警報 表の下の（注）3	レベル5大雨特別警報には、レベル5土砂災害特別警報のように、特に警戒すべき事項が明記される。	削除	大雨特別警報と土砂災害特別警報は別のものであるから特に警戒すべき事項を明記する必要はない	大阪管区気象台	ご指摘のとおり、特別警報の警戒事項は特記する必要がなくなると理解できたと削除
22	5	1	表および注釈について全般	添付ファイル「05-1（P22-26_素案）第5章第1節（表及び注釈の大阪府案からの修正）.docx」を参照	同左	水防活動の利用に適合する警報・注意報には、気象、津波、高潮、洪水があります。 水防利用の気象警報・注意報には一般利用の大雨特別警報・警報・注意報が該当していましたが、レベル2～5大雨が該当することになります。 水防利用の洪水警報・注意報には一般利用の洪水警報・注意報が該当していましたが、一般利用の洪水警報・注意報は廃止となり、レベル2～5大雨が該当することになります。 また、水防利用の洪水警報・注意報には該当する指定河川洪水予報は、一般利用の扱いを併せ持つこととなります。 以上より、第5章第1節の各表および表の注釈等について、以下および添付ファイルのとおり大阪府案からの修正を提案いたします。 ・「一般の利用に適合するもの」と「発表される注意報（警報・危険警報・特別警報）」を統合してはいかがでしょうか？（以下、理由など） ・一般利用の列に「気象警報」等を記載する必要性がない。「レベル3大雨警報」等が発表されることがわかれば良いと思われる。 ・発表されるのは、「石川氾濫注意情報」等ではなく「大和川水系石川レベル2氾濫注意情報」等。一般利用を併せ持つので一般利用の列と発表されるの列が同じ記載となる。全予報区域のレベルを含めた情報名を記載するのは冗長と感じられる。 ・レベル3土砂災害警報等は気象警報ではなく土砂崩れ警報に分類され、水防活動利用には含まれません。記載するなら、「(参考)水防活動の利用に準ずるもの」に纏めてはいかがでしょうか？	大阪管区気象台	各発表される注意報・警報が一般の利用に適合するものと同一になる席は理解できるので、ご指摘内容を踏まえ、表を整理する。
25	5	1	(大雨警報・洪水警報等を補足する情報)	また、土砂災害警戒情報を補足する情報として、	また、土砂災害警戒情報（レベル4土砂災害危険警報）を補足する情報として、	新たなレベル4土砂災害危険警報の名称を併記希望	大阪管区気象台	ご指摘の併記希望はR8年度は移行時期でもあるので、指摘どおり併記し数年はこの併記を維持する方向とする。
25	5	1	「気象予報、警報」表の（注）	3. レベル5大雨特別警報には、レベル5土砂災害特別警報のように、特に警戒すべき事項が明記される	文削除	旧大雨特別警報はかつて気象要素が入るが、レベル5はそうならない。	大阪管区気象台	旧大雨特別警報と新大雨特別警報の在り方を読み直し、指摘どおり削除。
26	5	1	表中の「土砂キキクル」	2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測	最大6時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の組み合わせの予測	表現の適正化	大阪管区気象台	表現を指摘どおりに修正。
26	5	1	早期注意情報 (警報級の可能性)	今日から明日にかけては時間帯を区切って、明後日から5日先にかけては日単位	今日から明後日にかけては時間帯を区切って、3日先から5日先にかけては日単位	変更のため	大阪管区気象台	同上
26	5	1	早期注意情報（警報級の可能性）	https://www.ima.go.jp/bosai/warning/#area_type=offices&area_code=270000	https://www.ima.go.jp/bosai/probability/#area_type=offices&area_code=270000&lang=ja	URLが異なるため	大阪管区気象台	同上
27	5	1	(別表1)大雨警報基準	令和4年5月26日現在	令和7年5月29日現在	情報名変更	大阪管区気象台	資料の現在日時を最新のものに修正。
30	5	1	(別表3)大雨注意報基準	令和4年5月26日現在	令和7年5月29日現在	情報名変更	大阪管区気象台	資料の現在日時を最新のものに修正。
39	5	3	国土交通省直轄河川の洪水予報	表中 氾濫注意情報（洪水注意報） 氾濫警戒情報（洪水警報） 氾濫危険情報（洪水警報） 氾濫発生情報（洪水警報）	レベル2 氾濫注意報 レベル3 氾濫警報 レベル4 氾濫危険警報 レベル5 氾濫特別警報/氾濫発生情報	情報名変更	大阪管区気象台	指摘どおり名称変更
42	5	4	2. 発表の基準	情報名 レベル5 氾濫発生情報 発表の基準 氾濫が発生又は氾濫発生水位に到達したとき。氾濫が継続しているとき。 ※レベル5 氾濫特別警報と一体で発表。	情報名 レベル5 氾濫特別警報/氾濫発生情報 発表の基準 氾濫が発生又は切迫したとき。氾濫が継続しているとき。氾濫が継続しているとき。	情報名変更	大阪管区気象台	同上
42	5	4	1. 対象河川	「氾濫発生水位(m)」が追加	一覧表の右端の列「氾濫発生水位(m)」に具体的な数値を追記		大阪管区気象台	氾濫発生水位は河川室の調整待ちのため、補足情報をつけて河川室の意見を反映予定。（氾濫発生水位の水位が現時点0.0であるが、調整中で補足）
52	5	6	水位周知海岸の水位到達情報 2.水位到達情報	・高潮氾濫発生情報大阪・淡輪・高潮特別警戒水位OP+3.50m に到達した場合 ・水位周知海岸で氾濫が発生した場合	・高潮氾濫発生情報大阪・淡輪・高潮特別警戒水位OP+3.50m に到達した場合 ・水位周知海岸で氾濫が切迫、または発生した場合	切迫の場合も追加となるはず。ここの変更で対応するのが適切かどうかは不明	大阪管区気象台	切迫したことをどう追記するかは要相談だが、誤解のないように追記予定。

令和8年度大阪府水防計画（本編） 修正意見

※「現水防計画での記載内容」については修正等する必要がある記述部分を具体的に記載してください。
 ※修正・追加部分を下線と赤字で明示してください。

頁	章	節	標題	現水防計画での記述内容	修正案	修正等理由・備考	意見提出部署	反映状況
55	5	7	4. 水防警報発表の時期 (第1段階待機欄)	高潮注意報が発表されたとき	レベル2高潮注意報が発表されたとき。 気象解説情報（高い潮位）が発表されたとき。 ○時間後の予想潮位が〇mを超えたとき。	令和8年度よりレベル2高潮注意報はレベル4 潮位を予想した場合にリードタイムを取って発表することとなります。 従来の高潮注意報基準は無くなりますので、気象解説情報や時系列情報の予測潮位を参照いただきたい。	大阪管区气象台	ご指摘のとおり、必要な文面を追記予定。ただし、予測潮位の文面は補足事項として別記する方向
59	5	7	6. 知事の行う水防警報連絡系統図		・水位周知河川以外の水防警報を行う河川において、レベル5 氾濫発生情報を行う河川がある土木事務所は、レベル5 氾濫発生情報の通知のため、大阪管区气象台を伝達先に追加してください。	レベル5 氾濫発生情報の通知のため	大阪管区气象台	レベル5 氾濫発生情報の通知胃のため气象台を追加。
82	5	10	レベル5 土砂災害特別警報	文中の「レベル5 土砂災害特別警報」	レベル4 土砂災害危険警報	従来の「土砂災害警戒情報」の記載と整合	大阪管区气象台	レベル相当の書きぶりを修正。（以下の項目59番と合わせて修正。
84	5	10	土砂災害警戒情報の伝達系統図	〔別図1-1〕		令和8年5月下旬改正予定の実施要領に記載の図に更新	大阪管区气象台	令和8年5月下旬に更新予定のレベル4土砂災害危険警報実施要領の図に合わせるため、現時点では未修正。
85	5	11	2. 警戒レベル相当情報 表内「警戒レベル2」の「避難情報等」	高潮注意報	削除	表内「警戒レベル2」の「高潮に関する情報」欄にレベル2高潮注意報があり重複する。	大阪管区气象台	指摘どおり、削除
85	5	11	2. 警戒レベル相当情報	文中 レベル2大雨警報	大雨に関する情報	レベル2大雨警報に限定した説明ではないため	大阪管区气象台	指摘どおり、修正
85	5	11	2. 警戒レベル相当情報	2. の表	・「洪水に関する情報」は「水位情報がある場合」を削除して列は残し、「水位情報がある場合」を削除して「大雨に関する情報」の列とする。 ・「大雨に関する情報」の警戒レベル4 ・洪水キキクル「危険（紫）」 → レベル4 大雨危険警報・洪水キキクル「危険（紫）」・浸水キキクル「危険（紫）」 ・「大雨に関する情報」の警戒レベル3 ・洪水キキクル「警戒（赤）」・洪水警報 → レベル3 大雨警報・洪水キキクル「警戒（赤）」・浸水キキクル「警戒（赤）」 ・「大雨に関する情報」の警戒レベル2 ・洪水キキクル「注意（黄）」 → レベル2 大雨注意報・洪水キキクル「注意（黄）」・浸水キキクル「注意（黄）」 ・土砂災害に関するメッシュ情報「災害切迫（黒）」 → ・土砂キキクル「災害切迫（黒）」 ※紫、赤、黄も同様に修正	レベル4以下の大雨に関する情報の記載がないため、表を整えてはいかがでしょうか。	大阪管区气象台	指摘どおり表現を全修正。
145	8		8. 水防関係機関連絡先	関係機関 大阪管区气象台予報課のNTT電話番号	06-6949-6303から06-6949-6468に変更	自動応答電話の更新に伴い変更	大阪管区气象台	指摘どおり、修正。
115-133-137			関係法令	水防法 最終改正：令和5年5月31日法律第37号 気象業務法 最終改正：令和5年5月31日法律第37号 気象業務法施行令 最終改正：令和5年10月4日政令第299号	令和7年12月12日法律第86号 令和7年12月12日法律第86号 令和5年11月30日政令第299号	最新に更新 最新に更新 日付けを修正（施行日に合わせてはどうでしょうか）	大阪管区气象台	資料の現在日時を最新のものに修正。
28～29	5	1	（別表2）洪水警報基準	令和6年5月23日現在	令和7年5月29日現在	情報名変更	大阪管区气象台	資料の現在日時を最新のものに修正。
31～32	5	1	（別表4）洪水注意報基準	令和6年5月23日現在	令和7年5月29日現在	情報名変更	大阪管区气象台	資料の現在日時を最新のものに修正。
39～41	5	3	淀川洪水予報通信連絡系統図	大阪管区气象台⇒大阪府警察本部	大阪府警察本部は削除	法定伝達機関以外は削除	大阪管区气象台	指摘どおり、法定伝達期間以外を削除し、伝達経路の形を調整
43～48	5	4	洪水予報通信連絡系統図	河川情報センタ	河川情報センター	誤記	大阪管区气象台	河川情報センターの最後の伸ばし棒を指摘どおり付記、これに合わせて伸ばし棒があるものを揃えて修正。
43～48	5	4	洪水予報通信連絡系統図	「※NTT五反田センターへの洪水予報の伝達は洪水警報のみとし、一般の利用に適合する洪水警報の通知をもって代える。」	「※NTT五反田センターへの洪水予報の伝達は洪水警報のみとし、一般の利用に適合する洪水警報の通知をもって代える。」を削除	洪水予報河川の情報自体が一般向け情報になったため、注釈の意味をなさないため	大阪管区气象台	ご指摘どおり、NTT五反田センターに関する文言のみ削除
36	5	2	1. 津波防ぎょ体制	4行目 迅速かつ的確な津波防ぎょに努めることとする。	迅速かつ的確な津波防ぎょに努めることとする。	記載間違い	大阪管区气象台	指摘どおり修正。
82	5	10	レベル5 土砂災害特別警報	大阪府と大阪管区气象台が共同で発表する	大阪府と大阪管区气象台が共同で発表する	発表作業は气象台単独となったため	大阪管区气象台	レベル5 特別警報とすると内容に齟齬が生じるので、レベル4危険警報に修正。全体の内容の土砂災害警戒情報の内容のまま名称をそのまま修正に変更。
25	5	1	(キキクル等の種類と概要)	(大雨警報・土砂災害警戒等を補足する情報) 気象庁は、注意報、警報、危険警報、特別警報を補足する情報として、土砂キキクル、浸水キキクル、洪水キキクルおよび流域雨量指数の予測値を発表する。また、土砂災害警戒情報（レベル4 土砂災害危険警報）を補足する情報として、大阪府においても土砂災害危険度情報を公表している。これらの概要は次のとおりである。	(土砂災害危険度情報及びキキクル等の概要)あるいは(キキクル等の種類と概要)	避難情報に関するガイドラインの改定で、キキクルは警報を補足する情報でなく、警報と同じく「推定・予測情報」に分類される（予定）ため。 「土砂災害警戒情報（レベル4 土砂災害危険警報）を補足する情報として、大阪府においても土砂災害危険度情報を公表している。」について説明文に残すか、表内に入れるか等の表現は大阪府様で検討いただきたい。	大阪管区气象台	"(キキクル等の種類と概要) 土砂災害警戒情報（レベル4 土砂災害危険警報）を補足する情報として、大阪府においても土砂災害危険度情報を公表している。これらの概要は次のとおりである。"と修正 大阪府で土砂災害危険度情報について確認してから削除等行う
22	5	1	気象予報、警報	大阪管区气象台から・・・(略)・・・次のとおりである。気象注意報・警報・危険警報・特別警報、高潮注意報・警報・危険警報・特別警報は市町村毎に発表される。	大阪管区气象台から・・・(略)・・・次のとおりである。気象注意報・警報・危険警報・特別警報、 高潮注意報・警報・危険警報・特別警報 は市町村毎に発表される。	不要な文言の削除 記載の統一	堺土木監理	ご指摘のとおり修正。

令和8年度大阪府水防計画（本編） 修正意見

※「現水防計画での記載内容」については修正等する必要がある記述部分を具体的に記載してください。
※修正・追加部分を下線と赤字で明示してください。

頁	章	節	標題	現水防計画での記述内容	修正案	修正等理由・備考	意見提出部署	反映状況
82	5	10	レベル5土砂災害特別警報	府及び各市町村は、土砂災害による被害を防止するため、レベル5土砂災害特別警報発表時等に次の要領で活動にあたるものとする。レベル5土砂災害特別警報は、大阪府と大阪管区気象台が共同で発表するものでレベル3土砂災害警報、レベル4土砂災害危険警報の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったとき、市町村長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援する情報であり、実況から2時間後予測までの雨量で、土砂災害発生基準線を超過した時に発表される。また、レベル3土砂災害警報、レベル4土砂災害危険警報やレベル5土砂災害特別警報を補足する情報として、大阪府及び気象庁では1km四方の領域（メッシュ）ごとに土砂災害の危険度を色分けして表示したものをメッシュ情報として公開する。	府及び各市町村は、土砂災害による被害を防止するため、レベル5土砂災害特別警報発表時等に次の要領で活動にあたるものとする。レベル5土砂災害特別警報は、大阪府と大阪管区気象台が共同で発表するものでレベル 3 3土砂災害警報、レベル4土砂災害危険警報の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったとき、市町村長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援する情報であり、実況から2時間後予測までの雨量で、土砂災害発生基準線を超過した時に発表される。また、レベル 3 3土砂災害警報、レベル4土砂災害危険警報やレベル5土砂災害特別警報を補足する情報として、大阪府及び気象庁では1km四方の領域（メッシュ）ごとに土砂災害の危険度を色分けして表示したものをメッシュ情報として公開する。	半角全角の統一	堺土木監理	ご指摘のとおり修正。
85	5	11	警戒レベル	2. 警戒レベル相当情報 住民自らが行動をとる際の判断の参考となる情報として、指定河川洪水予報、河川の水位情報、レベル2大雨警報、レベル4土砂災害危険警報、土砂災害危険度分布等を警戒レベル相当情報として区分し、提供される。	2. 警戒レベル相当情報 住民自らが行動をとる際の判断の参考となる情報として、指定河川洪水予報、河川の水位情報、レベル 2 3大雨警報、レベル4土砂災害危険警報、土砂災害危険度分布等を警戒レベル相当情報として区分し、提供される。	誤字の修正	堺土木監理	ご指摘のとおり修正。
85	5	11	警戒レベル		レベル3洪水警報	誤字の修正	堺土木監理	レベル3の名称間違いを確認し、適切に修正。
114	17	13	ため池ハザードマップ		「ハザードマップ未作成の特定農業用ため池に係る被害想定区域図の閲覧対応について（R7.7.28農整第1421号）」に準じた記載が必要では。	追加提案	堺土木監理	令和7年農整第1421号について確認。
114	17	13	ため池ハザードマップ	また、ため池ごとに第11節に準じた…	また、ため池ごとに第 11 12節に準じた…	誤字の修正	堺土木監理	指摘どおり修正。
96 ～ 97	10	13	3. 氾濫・決壊・漏水等の通報の内容	(1)、(2)の氾濫・決壊・漏水等の通報は、別添資料「氾濫・決壊・漏水等の通報にかかる当面の運用指針」を踏まえ、次に示す基準及び対象施設・区域に対して行うこととする。		別添資料、基準及び対象施設・区域が示されておらず、示していただきたい	堺土木監理	資料の後ほど共有することとする。
104 ～ 110	17	1	洪水浸水想定区域の指定状況	記載なし	堺市管理河川の洪水浸水想定区域の指定状況を追記	今年度指定した堺市管理河川の記載なし	堺土木監理	堺市の浸水想定区域指定なし承知しました。
110	17	2	内水浸水想定区域の指定状況	枚方土木管内の市 記載なし	追加 別紙（門真市、大東市、四條畷市、枚方市、寝屋川市、交野市） ※残・守口市	指定による	枚方土木	他部署の情報を照らし合わせて掲載。
20	4	2	2. 作業員に対する出動準備及び出動	((2) 出動 8行目) 高潮注意報が発表されたとき。	レベル2高潮注意報が発表されたとき。	令和8年度出水期以降は、大雨、河川氾濫、土砂災害、高潮の警報・注意報等には「レベル〇」をアタマに付けて発表することになるため	大阪管区気象台	気象台のご指摘どおりであるか確認の上全部適用（確認日時：3月27日）
23	5	1	水防活動用 気象注意報 レベル2大雨注意報	大雨により災害が発生するおそれがあると予想される場合で、具体的には別表●の条件に該当する場合である。	大雨により災害が発生するおそれがあると予想される場合で、具体的には別紙1-1のレベル2大雨注意報の基準値に到達することが予想される場合である。	別紙の番号が確定したため	大阪管区気象台	気象台のご指摘どおりであるか確認の上全部適用（確認日時：3月27日）
23	5	1	水防活動用 洪水注意報 レベル2大雨注意報	河川の上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、災害が発生するおそれがあると予想される場合で、具体的には別表●の条件に該当する場合である。	河川の上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、災害が発生するおそれがあると予想される場合で、具体的には別紙1-2のレベル2大雨注意報の基準値に到達することが予想される場合である。	別紙の番号が確定したため	大阪管区気象台	気象台のご指摘どおりであるか確認の上全部適用（確認日時：3月27日）
23	5	1	水防活動用 洪水注意報 レベル2氾濫注意報	氾濫注意水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき、避難判断水位に到達したが水位の上昇が見込まれないとき。	氾濫注意水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき、避難判断水位に到達したが水位の上昇が見込まれないとき。 レベル2氾濫注意報の発表対象となる河川予報区名及び基準観測所名は別紙3のとおり。	別紙の番号が確定したため	大阪管区気象台	気象台のご指摘どおりであるか確認の上全部適用（確認日時：3月27日）
23	5	1	水防活動用 高潮注意報 レベル2高潮注意報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇が予想されたときに注意喚起をする場合で、具体的には別表●の条件に該当する場合である。	台風や低気圧等による海面の異常な上昇が予想されたときに注意喚起をする場合で、具体的には別紙4のレベル4高潮危険警報の基準値に到達することが予想される場合（基準値に到達することが予想される場合に、おおむね18時間前までに発表）である。	別紙の番号が確定したため	大阪管区気象台	気象台のご指摘どおりであるか確認の上全部適用（確認日時：3月27日）
23	5	1	水防活動用 気象警報 レベル3大雨警報	大雨により重大な浸水害が発生するおそれがあると予想される場合で、具体的には別表●の条件に該当する場合である。	大雨により重大な浸水害が発生するおそれがあると予想される場合で、具体的には別紙1-1のレベル3大雨警報の基準値に到達することが予想される場合である。	別紙の番号が確定したため	大阪管区気象台	気象台のご指摘どおりであるか確認の上全部適用（確認日時：3月27日）
23	5	1	水防活動用 気象警報 レベル4大雨警報	大雨により重大な浸水害が発生するおそれが大きいと予想される場合で、具体的には別表●の条件に該当する場合である。	大雨により重大な浸水害が発生するおそれが大きいと予想される場合で、具体的には別紙1-3の対象格子において別紙1-1のレベル4大雨危険警報の基準値に到達することが予想される場合である。	別紙の番号が確定したため	大阪管区気象台	気象台のご指摘どおりであるか確認の上全部適用（確認日時：3月27日）
23	5	1	水防活動用 気象警報 レベル5大雨警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想される場合で、具体的には別紙1-1のレベル5大雨特別警報の基準値以上となる1km格子が概ね30個以上とまって出現し、さらに激しい雨が降り続くことが予想される場合である。	別紙の番号が確定したため	大阪管区気象台	気象台のご指摘どおりであるか確認の上全部適用（確認日時：3月27日）

令和8年度大阪府水防計画（本編） 修正意見

※「現水防計画での記載内容」については修正等する必要がある記述部分を具体的に記載してください。
※修正・追加部分を下線と赤字で明示してください。

頁	章	節	標題	現水防計画での記述内容	修正案	修正等理由・備考	意見提出部署	反映状況
23	5	1	水防活動用 洪水警報 レベル3大雨警報	河川の上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、重大な災害が発生するおそれがあると予想される場合で、具体的には別表●の条件に該当する場合である。	河川の上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、重大な災害が発生するおそれがあると予想される場合で、具体的には別紙1-2のレベル3大雨警報の基準値に到達することが予想される場合である。	別紙の番号が確定したため	大阪管区気象台	気象台のご指摘どおりであるか確認の上全部適用（確認日時：3月27日）
23	5	1	水防活動用 洪水警報 レベル4大雨危険警報	河川の上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、重大な災害が発生するおそれと大きいと予想される場合で、具体的には別表●の条件に該当する場合である。	河川の上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、重大な災害が発生するおそれと大きいと予想される場合で、具体的には別紙1-4の対象河川の格子において別紙1-2のレベル4大雨危険警報の基準値に到達することが予想される場合である。	別紙の番号が確定したため	大阪管区気象台	気象台のご指摘どおりであるか確認の上全部適用（確認日時：3月27日）
24	5	1	水防活動用 洪水警報 レベル5大雨特別警報	河川の上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。	河川の上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想される場合で、具体的には別紙1-2のレベル5大雨特別警報の基準値以上となる1km格子が概ね20個以上とまって出現し、さらに激しい雨が降り続くことが予想される場合である。	別紙の番号が確定したため	大阪管区気象台	気象台のご指摘どおりであるか確認の上全部適用（確認日時：3月27日）
24	5	1	水防活動用 洪水警報 レベル3氾濫警報	氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき、避難判断水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く）、避難判断水位を超える状態が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）	氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき、避難判断水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く）、避難判断水位を超える状態が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）。 レベル3氾濫警報の発表対象となる河川予報区名及び基準観測所名は別紙3のとおり。	別紙の番号が確定したため	大阪管区気象台	気象台のご指摘どおりであるか確認の上全部適用（確認日時：3月27日）
24	5	1	水防活動用 洪水警報 レベル4氾濫危険警報	氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位を超える状態が継続しているとき、または急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるとき。	氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位を超える状態が継続しているとき、または急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるとき。 レベル4氾濫危険警報の発表対象となる河川予報区名及び基準観測所名は別紙3のとおり。	別紙の番号が確定したため	大阪管区気象台	気象台のご指摘どおりであるか確認の上全部適用（確認日時：3月27日）
24	5	1	水防活動用 洪水警報 レベル5氾濫特別警報	氾濫が発生又は氾濫発生水位に切迫したとき。 氾濫発生水位に到達したとき。 氾濫が継続しているとき。	氾濫による著しい危険が切迫しているとき、氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているとき。 レベル5氾濫特別警報の発表対象となる河川予報区名及び基準観測所名は別紙3のとおり。	素案での修正内容 別紙の番号が確定したため 氾濫発生水位に到達する状況（氾濫の発生を確認していないもの）氾濫の切迫とされていません	大阪管区気象台	気象台のご指摘どおりであるか確認の上全部適用（確認日時：3月27日）
24	5	1	水防活動用 高潮警報 レベル3高潮警報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想される場合で、具体的には別表●の条件に該当する場合である。	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想される場合で、具体的には別紙4のレベル4高潮危険警報の基準値に到達することが予想される場合（基準値に到達することが予想される場合に、おおむね12時間前までに発表）である。	別紙の番号が確定したため	大阪管区気象台	気象台のご指摘どおりであるか確認の上全部適用（確認日時：3月27日）
24	5	1	水防活動用 高潮警報 レベル4高潮危険警報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれが大きいと予想される場合で、具体的には別表●の条件に該当する場合である。	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれが大きいと予想される場合で、具体的には別紙4のレベル4高潮危険警報の基準値に到達することが予想される場合（基準値に到達することが予想される場合に、おおむね6時間前までに発表）である。	別紙の番号が確定したため	大阪管区気象台	気象台のご指摘どおりであるか確認の上全部適用（確認日時：3月27日）
24	5	1	水防活動用 高潮警報 レベル5高潮特別警報	台風や低気圧等による海面の上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。	台風や低気圧等による海面の上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想される場合で、具体的には別紙4のレベル5高潮特別警報の基準値に到達することが予想される場合である。	別紙の番号が確定したため	大阪管区気象台	気象台のご指摘どおりであるか確認の上全部適用（確認日時：3月27日）
24	5	1	(参考) 水防活動の利用に準ずるもの レベル2土砂災害注意報	大雨による土砂災害が起こるおそれのある場合で、具体的には別表●の条件に該当する場合である。	大雨による土砂災害が起こるおそれのある場合で、具体的には別紙2-3のレベル2土砂災害注意報の基準値に到達することが予想される場合である。	別紙の番号が確定したため	大阪管区気象台	気象台のご指摘どおりであるか確認の上全部適用（確認日時：3月27日）
24	5	1	(参考) 水防活動の利用に準ずるもの レベル3土砂災害警報	大雨による重大な土砂災害が起こるおそれがあり、一定時間以内に避難が必要な状況となる場合で、具体的には別表●の条件に該当する場合である。	大雨による重大な土砂災害が起こるおそれがあり、一定時間以内に避難が必要な状況となる場合で、具体的には別紙2-2のレベル3土砂災害警報の基準値に到達することが予想される場合（おおむね3～6時間先に基準値に到達することが予想される場合に発表）である。	別紙の番号が確定したため	大阪管区気象台	気象台のご指摘どおりであるか確認の上全部適用（確認日時：3月27日）
24	5	1	(参考) 水防活動の利用に準ずるもの レベル4土砂災害危険警報	大雨による重大な土砂災害が起こるおそれがあり、避難が必要な状況の場合で、具体的には別表●の条件に該当する場合である。	大雨による重大な土砂災害が起こるおそれがあり、避難が必要な状況の場合で、具体的には別紙2-2のレベル4土砂災害危険警報の基準値に到達することが予想される場合（おおむね2時間先までに基準値に到達することが予想される場合に発表）である。	別紙の番号が確定したため	大阪管区気象台	気象台のご指摘どおりであるか確認の上全部適用（確認日時：3月27日）
24	5	1	(参考) 水防活動の利用に準ずるもの レベル5土砂災害特別警報	大雨による重大な土砂災害が切迫または既に発生しているおそれが大きく、身の安全の確保が必要な場合に発表される。	大雨による重大な土砂災害が切迫または既に発生しているおそれが大きく、身の安全の確保が必要な場合で、具体的には別紙2-1の基準値以上となる1km格子が概ね10個以上とまって出現し、さらに激しい雨が降り続くことが予想される場合である。	別紙の番号が確定したため	大阪管区気象台	気象台のご指摘どおりであるか確認の上全部適用（確認日時：3月27日）
39	5	3	国土交通省直轄河川の洪水予報	レベル5 氾濫発生情報	レベル5 氾濫特別警報/氾濫発生情報	素案での修正内容 ※「指摘通り修正」と記載されていましたが、実際は修正されていない。	大阪管区気象台	気象台のご指摘どおりであるか確認の上全部適用（確認日時：3月27日）
44-48	5	4	連絡系統図	N T T 五反田センター	N T T 五反田センタ	誤りのため	大阪管区気象台	気象台のご指摘どおりであるか確認の上全部適用（確認日時：3月27日）
42	5	4	2.発表の基準 レベル5氾濫特別警報/氾濫発生情報	氾濫が発生又は切迫したとき。 氾濫発生水位に到達したとき。 氾濫が継続しているとき。	「氾濫が発生又は切迫したとき。 氾濫が継続しているとき。」 若しくは、 「氾濫による著しい危険が切迫しているとき。 氾濫が発生したとき。 氾濫が継続しているとき。」	氾濫切迫の令として、「氾濫発生水位に到達したとき」が含まれるため	大阪管区気象台	気象台のご指摘どおりであるか確認の上全部適用（確認日時：3月27日）

令和8年度大阪府水防計画（本編） 修正意見

※「現水防計画での記載内容」については修正等する必要がある記述部分を具体的に記載してください。
※修正・追加部分を下線と赤字で明示してください。

頁	章	節	標題	現水防計画での記述内容	修正案	修正等理由・備考	意見提出部署	反映状況
42	5	4	2.発表の基準 レベル4 氾濫危険警報	氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位を超える状態が継続しているとき。	氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位を超える状態が継続しているとき。 急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるとき。	氾濫発生水位を定めたことにより、予測でレベル4 氾濫危険警報を発表する運用となるため	大阪管区気象台	気象台のご指摘どおりであるか確認の上 全部適用（確認日時：3月27日）
52	5	6	2. 水位到達情報	(高潮氾濫発生情報・発表の基準) 水位周知海岸で氾濫が発生した場合	水位周知海岸で氾濫が切迫、または発生した場合	素案での修正内容 ※「指摘通り修正」と記載されていましたが、実際は修正されていない。	大阪管区気象台	気象台のご指摘どおりであるか確認の上 全部適用（確認日時：3月27日）
85	5	11	2. 警戒レベル相当情報	住民自らが行動をとる際の判断の参考となる情報として、指定河川洪水予報、河川の水位情報、レベル3大雨警報、レベル5土砂災害特別警報、土砂災害危険度分布等を警戒レベル相当情報として区分し、提供される。	住民自らが行動をとる際の判断の参考となる情報として、指定河川洪水予報、河川の水位情報、土砂災害危険度分布、大雨に関する情報等を警戒レベル相当情報として区分し、提供される。	素案での修正内容 ※「指摘通り修正」と記載されていましたが、実際は修正されていない。	大阪管区気象台	気象台のご指摘どおりであるか確認の上 全部適用（確認日時：3月27日）
96	10	1	1. 氾濫等の通報	谷知、反乱	谷地、氾濫	誤変換を修正	大阪管区気象台	気象台のご指摘どおりであるか確認の上 全部適用（確認日時：3月27日）
115-160			関係法令等	気象業務法 最終改正：令和5年5月31日法律第37号 気象業務法施行令 最終改正：令和5年10月4日政令第299号	令和7年12月12日法律第86号 令和5年11月30日政令第299号	最新に更新 ※前回指摘したが、修正されていない。	大阪管区気象台	気象台のご指摘どおりであるか確認の上 全部適用（確認日時：3月27日）
42	5	4	大阪府知事指定河川の洪水予報	1.対象河川の表内 「太子橋」氾濫発生水位：3.75 「萱振大橋」氾濫発生水位：3.34	要確認	「太子橋」と「萱振大橋」の氾濫発生水位が、同基準点の他の基準水位より低くなっていますが、間違いでないでしょうか	八尾土木	太子橋および萱振大橋は、量水標の水位読み値で氾濫発生水位は3.75mや3.34mであるが、危険水位までの値が0.Pのため河川室に確認中。 暫定的に各量水標零線高を適用し記載。
96	10	1	1. 氾濫等の通報	記載なし	国管理河川について、氾濫等の通報を行う河川名、区域、通報基準、通報担当官署等、氾濫等の通報の発表形式及び氾濫等の伝達経路及び手段について記載をお願いします。 ※発表形式については確定しだい提供します。	水防計画の手引きに記載することとなっているため	近畿地方整備局	内容を近畿地整から受領後適用
24	5	1		水防活 動用洪水警報	水防活動用洪水警報	不要な改行削除	大阪管区気象台	指摘どおり修正。
24	5	1	レベル3 氾濫警報	氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき。	レベル4 氾濫危険警報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき。	防災気象情報の名称変更に伴う修正（再）	大阪管区気象台	指摘どおり修正。
24	5	1	レベル5 氾濫特別警報	氾濫が発生又は氾濫発生水位に切迫したとき。 氾濫発生水位に到達したとき。 氾濫が継続しているとき。 レベル5 氾濫特別警報の発表対象となる河川予報区名及び基準観測所名は別紙3のとおり。	氾濫による著しい危険が切迫しているとき。 氾濫が発生したとき。 氾濫が継続しているとき。 レベル5 氾濫特別警報の発表対象となる河川予報区名及び基準観測所名は別紙3のとおり。	上記修正が未修正だったため。	大阪管区気象台	指摘どおり修正。
24, 25	5	1	24：注釈3 25：※	(注)3、注意報等の基準である別紙1-1、1-2、1-3、1-4、2-1、2-2、2-3、3、4については、気象庁ホームページに掲載しており、基準値は引き続き見直しが行われる。	「,」,「、」を統一	「,」と「、」が混在しているので揃える	大阪管区気象台	指示どおり統一
27	5	1		(記録的短時間大雨情報)	(気象防災速報(記録的短時間大雨))	名称変更	大阪管区気象台	指摘どおり修正。
28	5	2	発表される津波の高さ	大津波警報(津波特別警報) 5m, 10m, 10m 超。	大津波警報(津波特別警報) 5m, 10m, 10m 超	最後の「,」不要	大阪管区気象台	指摘どおり修正。
33	5	3	国土交通省直轄河川の洪水予報 レベル3 氾濫警報	氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき(避難判断水位を下回った場合を除く)、 レベル3 氾濫警報	レベル4 氾濫危険警報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき(避難判断水位を下回った場合を除く)、 レベル3 氾濫警報	名称変更	大阪管区気象台	指摘どおり修正。
37	5	4	2. 発表の基準	氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき。	レベル4 氾濫危険警報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき。	名称変更	大阪管区気象台	指摘どおり修正。
50	5	7	水防警報及び水防情報3水防警報発表段階 (洪水時) 第3出動1)、2)	氾濫注意情報等により、・・・ 氾濫警戒情報等により、・・・	レベル2 氾濫注意情報等により、・・・ レベル3 氾濫警戒情報等により、・・・	名称変更	大阪管区気象台	指摘どおり修正。
77	5	10	レベル4 土砂災害危険警報	・・・次の要領で活動にあたるものとする。レベル4 土砂災害特別警報は、・・・	・・・次の要領で活動にあたるものとする。レベル4 土砂災害危険警報は、・・・	名称が間違っている	大阪管区気象台	指摘どおり修正。
81	5	12	ホットラインの構築と活用	水防警報河川(39河川)におけるレベル4 氾濫危険警報及び氾濫危険情報(洪水特別警戒水位到達情報)・・・	水防警報河川(39河川)におけるレベル4 氾濫危険警報及び氾濫危険情報(洪水特別警戒水位到達情報)・・・			